

県政レポート 歩く眼 第30号

永瀬ひでき

な が

せ



一般質問特集

本来の街路樹のあり方について提言 未来を切り拓く、地域と県政をつなぐ掛け橋として

今号では、県議会本会議で県に質問・提言した「今後の街路樹のあり方について」の内容（概要）を報告させていただきます。

今後の街路樹のあり方について

永瀬秀樹の質問概要

強い日差しをや
わらげ、都市の生

活に潤いを与えるみどりの木陰。

街路樹は、①景観の向上、生物多様性の保全、
②生活環境の保全、③緑陰の形成、④交通安全の確保、
⑤防災、⑥二酸化炭素の吸収源など多くの機能を有し、人が都市活動をするうえで必要不可欠な施設となっています。

わが国では、明治以降、近代都市にふさわしい街路景観形成を目指し植栽が始まり、戦後に植栽した街路樹が成長し、都市の生活環境・魅力の向上、防災に大きく貢献しています。

東京から埼玉県に戻ると、みどりが少ないなと感じる人は多いと思います。まちの中にある最も身近な緑、街路樹が少ないからです。





街路樹は現在、樹高3m以上の高木が全国に約670万本、樹高3m未満の中低木が1億4千万本、植えられています。その内、東京都には高木が52万本、中低木が1,468万本植えられているのに対し、本県の高木は21万本、中低木は681万本です。

このように比較すれば、本県は本数も少ないですが、緑が少ないと感じる理由は、本数だけではなく、

街路樹の姿、樹形にも関係があると考えられます。

街路樹の管理は道路管理者が行うこととされており、県は、県道及び一部県管理国道の約55,000本(高木)の街路樹の維持管理を行ってきました。

残念ながら、県内の多くの街路樹は、厳しい生育環境と様々な管理上の理由から樹形の悪化がみられ、本来求められる豊かな緑陰を形成しているとは言い難い状況にあると思います。

樹形悪化の主な要因は、不適切な樹種選定や設計、沿道住民からのクレーム、道路管理者の理解不足、剪定技術の低下、維持管理予算の削減、剪定後の評価システムの不在、厳しい生育環境、などが挙げられると思います。

私は、今後は、そうした要因を解決しながら、街路樹の持つ本来の機能をより効果的に発揮させ、緑化効果を高めることでより豊かな県土づくりに資するべく、街路樹の適正管理を行うために、本来の街路樹のあり方についての新たな検討が必要と考え、次の提言を行いました。

■街路樹マネジメント方針の策定について

街路樹の管理及び利活用に関する様々な問題が発生する中、そもそも本県には今後の街路樹のあり方に関する方針が明確化されていません。

今後、街路樹を適正に管理し、都市の魅力を向上させる資源として活用するための方針の策定が必要ではないでしょうか。

例えば、管理面から…

道路空間や地域特性に応じた育成管理を行う事。根上がり、根詰まり、樹勢不良、基準不適合箇所の対策等を行い、安全な運行を確保する。効率的かつ質の高い剪定管理を行う事。管理予算の確保。剪定技術・管理監督技術の向上や技術者の後継者育成。市民や企業との協働による管理を進める。街路樹管理に関する県内の市町村への支援。

また、適正な緑の利活用の面から…

街路樹が持つ緑の機能を有効に活用する。都市資源としての価値を高め、内外に発信する。剪定枝、剪定木の新たなリサイクルの取り組み。街路樹管理に関する県内の市町村との連携。

今回、県に対し、以上の点等を考慮した新たな埼玉県の「街路樹マネジメント方針」を策定するよう、提言しました。

県の答弁

県の街路樹の維持管理については、道路利用者の安全確保を第一とした剪定や沿道住民から寄せられる落葉、害虫などの多くの要望にも対応しています。さらに5年に1回、樹木医による街路樹診断を実施し、倒木の危険性の高い樹木の伐採や弱った樹木に対する土壌改善なども実施しています。

議員ご提案の項目のうち「リサイクルの取り組み」や「市民や企業との協働による管理」については、県として取り組んでいるものもあります。限られた予算の中で、このような維持管理を実施し、道路整備の際に新たに街路樹を設ける場合には、道路構造令等に基づき植樹をしてきました。

道路利用者に「うるおい」と「やすらぎ」を与える街路樹を都市の魅力向上の資源として活用することは重要だと考えます。このためには地域の特性を生かすなど、地元市町村との連携が必要となることから、市町村の意見を聞きながら検討するべき項目もあると認識しています。

このような検討項目や課題を整理しながら、今後の街路樹のあり方について検討してまいります。

■適正な管理方法について 街路樹・樹形再生マニュアルの見直し

街路樹の管理については、落ち葉や落枝、枝の越境、根上がり、根詰まり、倒木、視認性的阻害など様々な問題も発生します。

道路の付属施設ですが、鉄やコンクリートとは違い、生き物である街路樹には、剪定や健康診断や伐採や更新、そうした際の住民感情への配慮など、独特の難しさが伴います。

本県の街路樹管理の指針である街路樹・樹形再生マニュアルは、沿道住民と道路利用者に理解を得ながら、基本的に高木の強剪定を行う方法を策定したものであり、127頁から成るその内容は、剪定技術書の寄せ集めであり、今後の街路樹の健全な育成と成熟した都市にふさわしい潤いのある街路環境の整備・管理には若干そぐわないものと存じます。

平成19年のマニュアル策定後12年が経過する中、街路樹の樹形再生に係る検討会が一度も開催されていないという事実からしても、このマニュアルがどの程度実用に供され

ているのか、いささか疑問に思います。

一方、近年、全国的に街路樹管理については、小さく抑制する管理手法から、暑さ対策や防災性の向上など、道路緑化の効果の拡大に向け、樹冠の拡大やより高く、大きく、より木本来の自然な樹形に育てる方向、街路樹の充実、質の向上をより高める方向に変わりつつあります。

東京都は、東京オリンピック2020での選手や沿道の観戦者への暑さ対策を契機にした街路樹管理手法の刷新となる、「街路樹管理の刷新、抑制から樹冠拡大へ」の取り組みを2017年から進めています。

本県においても、この際、そもそも強剪定を基本としたマニュアルではなく、大木となる並木を創り、まちを代表するシンボルロードを形成、歩車道に緑陰を提供し、快適な交通空間を形成、賑わい空間を創出する際の休憩の場を提供、美しい並木による沿道の建築物の景観の質の向上など、街路樹本来の機能を発揮させることを目指した、新たな街路樹管理マニュアルを策定するよう提言しました。



県の答弁

これまで街路樹を剪定する場合、「街路樹・樹形(じゅけい)再生マニュアル」に基づき、樹木の特性を生かした樹形となるよう適切な対応に心がけています。こうした中には、枝の落下防止や視認性の確保が必要な場合など、強めの剪定を実施することもあります。

このマニュアルは、策定から12年が経過し樹冠(じゅかん)拡大による暑さ対策の必要性が高まるなど、一定程度の見直しが必要であると考えています。

見直しに際しては、ご提案の一つである「シンボルロードの形成」などが効果的に実施できることも重要であると認識しています。

このような視点を取り入れ、安全で快適な道路空間が形成できるよう「街路樹・樹形再生マニュアル」の見直しを進めてまいります。

街路樹マネジメント方針について、今後の街路樹のあり方について検討していくとの回答がありました。また、街路樹樹形再生マニュアルの見直しについても、新たな視点を取り入れて見直しを進めていく事になりました。今後の住みやすくより良い県土形成に向けて、一定程度前進した回答を引き出すことができました。これからも県の取り組みをしっかりと注視してまいります。

あなたの意見をお聞かせ下さい。

自民党県議団 県政調査事務所

〒332-0012 川口市本町4-8-12-102 Tel.048-223-6050 Fax.048-223-6170